

## R5年度の主な要求事項（水・土壌関係）

令和4年9月  
環境省 水・大気環境局

# (1) 良好な環境の創出

- 良好な水循環・水環境創出活動推進事業
- 豊かさを実感できる海の再生事業

# 良好な水循環・水環境創出活動推進事業



【令和5年度要求額 51百万円（新規）】

良好な水循環・水環境の創出を図るため官民連携や地域づくり等にも資する総合的な水環境保全の活動を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 水循環基本法（平成26年法律第16号）の理念に基づき、国民共有の貴重な財産である水が将来にわたり享受できるように、健全な水循環に関する官民連携による取組を促進するとともに、水循環・水環境への国民の理解醸成を図る。
- ② 水質管理のみならず、30by30の目標達成に向けたOECD登録を通じた生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すため、モデル事業を実施する。

## 2. 事業内容

水循環基本法の理念に基づき、国民共有の貴重な財産である水が将来にわたり享受できるように、健全な水循環に関する官民連携を促進するとともに、地域づくり等にも資する総合的な管理を目指し、以下を実施。

- ・良好な水循環・水環境の創出活動に関する事例共有、参考情報の集約、官民連携促進を目的とした施策を、関係省庁等との連携やTNFDの動向を踏まえたCDPとの連携を図り検討・実施する。
- ・生物多様性や地域づくりに資する総合的な水環境管理に関するモデル事業を募集・選定し、計画策定・体制構築・実施への支援事業を実施する。
- ・住民の認知度を高め、地域づくり活動を活発化すること等を目的に「令和の名水百選」を検討・選定する。
- ・水循環基本法に定められた「水の日」に関連する行事、水循環・水環境への理解醸成と取組促進を図るための情報発信等の普及啓発を実施する。

## 3. 事業イメージ

### 良好な水循環・水環境創出活動の推進



# 豊かさを実感できる海の再生事業



【令和5年度要求額 183百万円（171百万円）】

「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 瀬戸法に規定される栄養塩類管理制度を実現するために、相互に影響がある近接海域の管理について検討を行い、府県による各湾灘での計画の策定推進の土台とする
- ② 瀬戸法で自然海浜保全地区の指定対象が拡充されたこと、また30by30の目標達成にむけたOECMの指定やブルーカーボンの吸収源の確保、大阪万博やローカルブルーオーシャンビジョン等、藻場干潟の保全・再生に対する必要性・地域のニーズが拡大していることを踏まえ、瀬戸内海等の水環境・水産資源の保全・再生と利活用の好循環を創出し、藻場干潟が有する多面的機能を最大限発揮する「令和の里海づくり」活動の推進を更に強化する。また、府県による各湾灘での計画策定の推進や藻場・干潟の保全活動等の各地域の取り組みを後押しする
- ③ 瀬戸法に規定される気候変動による影響等を踏まえて、具体的な対応策の検討を行う

## 2. 事業内容

令和4年に改正法が施行された瀬戸内海環境保全特別措置法等を踏まえ、豊かな海の実現に資する栄養塩類管理制度の実現、地域の里海づくり活動の後押し及び気候変動適応に資する炭素吸収量の把握等の事業を実施する。

### ①地域における豊かな海づくりの促進（継続）

・地域独自の栄養塩類管理や海づくりの方法やその効果を定量化し、ガイドライン等により知見を府県に提供

### ②里海づくりを通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討（拡充）

- (1)里海づくり活動等につながる府県の計画策定に対して補助
- (2)持続可能な活動の構築に向けた藻場・干潟の保全再生等と地域資源利活用の好循環型モデル事業の実施

### ③閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等（拡充）

- ・主要な閉鎖性海域を中心に藻場・干潟の分布状況を把握
- ・ブルーカーボンの観点を踏まえた閉鎖性海域における炭素吸収量等の把握

## 3. 事業イメージ

豊かさを実感できる海の再生事業 イメージ図



## (2) 媒体横断的な課題

- 持続可能な窒素管理等推進費
- 水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費

# 持続可能な窒素管理等推進費



【令和5年度要求額 20百万円（新規）】

## 持続可能な窒素管理等に係る取組を推進します。

### 1. 事業目的

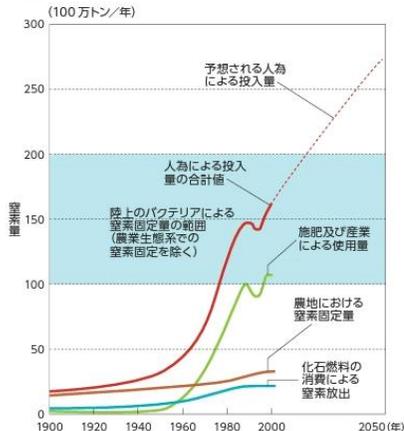
- ① 持続可能な窒素管理に関するアクションプランの策定。
- ② 我が国の窒素管理の取組の国際展開。

### 2. 事業内容

#### ・持続可能な窒素管理のためのアクションプランの策定

UNEA決議で策定が推奨されている「持続可能な窒素管理に関するアクションプラン」を策定します。

図1-1-6 人為活動による反応性窒素の生産量

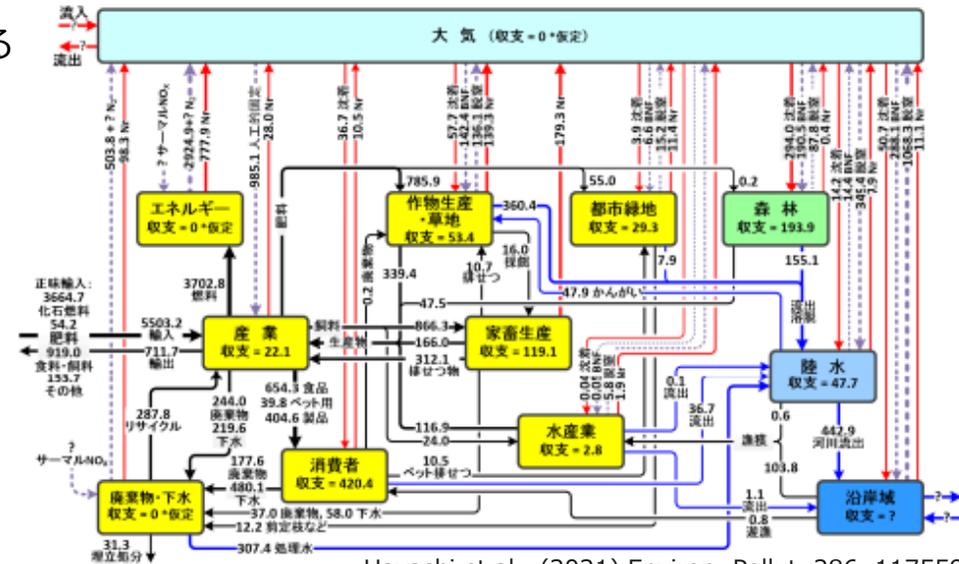


資料：ミレニアム生態系評価

<p><b>施策を実施しなかった場合に想定される状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界的な食料危機（食糧の高騰）</li> <li>世界的かつ不可逆的な水質・土壌汚染の発生</li> <li>富栄養化・貧酸素化による生物種の減少</li> <li>N<sub>2</sub>Oによる高い温室効果、PM2.5・光化学オキシダント等による健康影響</li> </ul>
<p><b>便 益</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>価格が急騰する肥料の効率的な利用と食料安全保障</li> <li>肥料生成に使われる天然ガス使用量の削減</li> </ul>
<p><b>世界的な目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な窒素管理システムの構築（不可逆的な環境変化の防止）</li> <li>世界的な窒素排出量の大幅な削減</li> </ul>

### 3. 事業イメージ

#### 2010年の窒素フロー収支図



**アクションプランの内容（想定）**

- Strategy – 戦略
- Actions – 政策
- Implementation – 役割分担
- Monitoring and reporting – 監視・報告

# 水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費



【令和5年度要求額 163百万円（新規）】

水環境や土壌環境の汚染により人の健康影響のおそれがある物質等について環境基準等の設定・見直しを行います。

## 1. 事業目的

水環境や土壌環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質等について、環境中の存在状況の把握、国内外の科学的知見等の収集を行うとともに、分析手法の検討等を行い、環境基準等の設定・見直しを検討する。

## 2. 事業内容

水環境や土壌環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質については、環境中の存在状況や国際的な毒性評価等の知見の充実等を踏まえ、適切な科学的判断の基に、環境基準等の設定・見直しを行い、人の健康影響の未然防止に努める必要がある。特にPFOS及びPFOAをはじめとする有機フッ素化合物については、国内の検出状況や国際的に規制や毒性評価に係る動きが活発化していること等に鑑み、早急な対応が求められる。

主な事業内容については以下の通り。

- ・有害物質の環境中の存在状況・毒性情報等の調査
- ・有害物質（特に有機フッ素化合物）の分析法の検討
- ・有害物質に係る環境基準の設定・見直しの検討

また、国際的に知見の集積等が合意された環境中の薬剤耐性菌（AMR）についてもモニタリング調査等を行う。

## 3. 事業イメージ

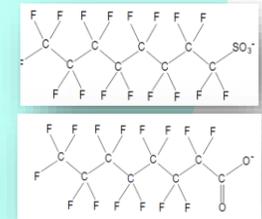
### 存在状況調査



### 毒性情報等の収集



### 分析法の検討



人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質等の  
環境基準等の設定・見直しの検討

人の健康影響の未然防止

## (3) 個別案件

- 海岸漂着物等地域対策推進事業
- 海洋プラスチックごみ総合対策費

# 海岸漂着物等地域対策推進事業



【令和5年度要求額1,195百万円+事項要求（170百万円）】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

## 1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

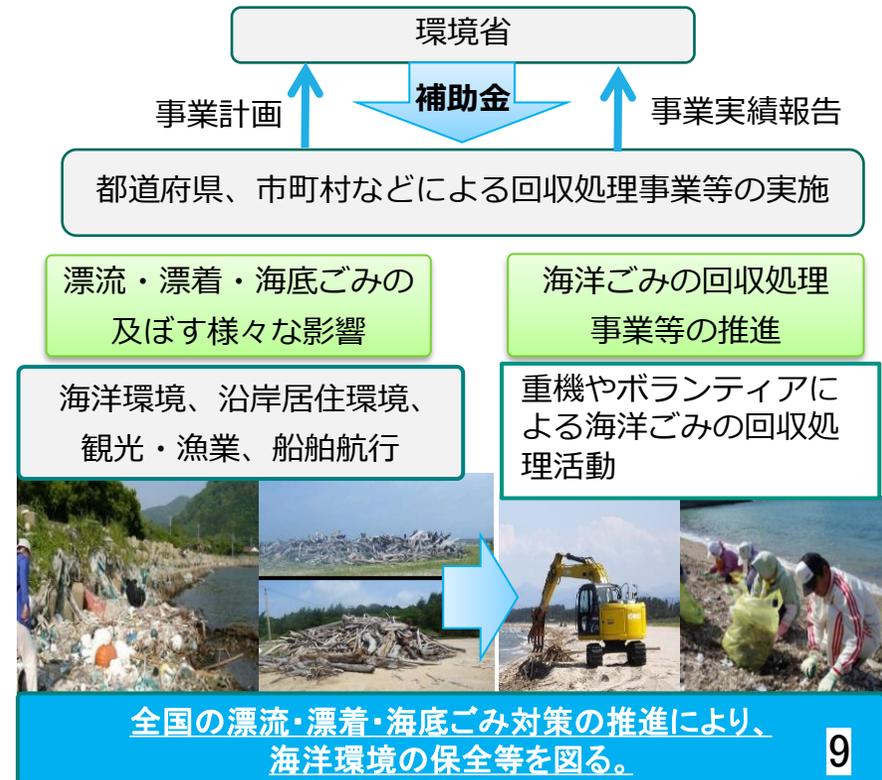
## 2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において高上げを実施する。

（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※①  
※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※②  
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5/10～8.5/10  
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

## 3. 事業イメージ



# 海洋プラスチックごみ総合対策費



【令和5年度要求額 289百万円（213百万円）】

G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、新たな条約交渉を主導するとともに、科学的基盤の整備・共有等を推進し、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を着実に実施します。

## 1. 事業目的

- ①新たな条約交渉を主導し、我が国からの主張が反映される形で2024年末までに交渉が取りまとまることを目指す
- ②国際的な科学的基盤の整備に貢献するため、モニタリング手法の調和や集約のためのデータベース構築、流出経路や流出量の把握、生態影響の評価などの取組を推進する
- ③効果的な発生抑制対策を検討するとともに、我が国の技術を活用した先進的な取組事例を国内外に発信する

## 2. 事業内容

### ①海洋プラスチックごみ国際対策事業

- ・ 今後の条約交渉に向けた対処方針や条文案等について検討するとともに、重要な関連国際会合を開催し、議論を牽引する。

### ②海洋プラスチックごみ実態把握事業

- ・ 流出経路や流出量等の推計に係る検討・調査を行うとともに、推計手法の国際的な調和に向けて途上国における調査を行い、検討を進める。
- ・ マイクロプラスチック等による生態影響などの知見をレビューし、国内外の最新動向を踏まえたリスク評価手法の検討とリスク評価を進める。
- ・ 世界各地のモニタリングデータを一元化するためのデータベースの運用・改修や国際連携の推進に向けた検討等を行う。

### ③マイクロプラスチック流出対策検討事業

- ・ 幅広い分野に関するマイクロプラスチックの実効的な発生・流出抑制方策の検討や我が国における先進的な取組事例の収集・発信を行う。

## 3. 事業イメージ

### 国際的な取組・議論の主導

新たな条約交渉やG20等重要な国際会議でイニシアティブを発揮



### 科学的知見の強化

実効性のある汚染対策に必要な科学的知見を整備

流出実態把握

汚染状態モニタリング

生態影響



地球規模の海洋プラスチックごみ対策の促進  
海洋プラスチックごみに関する科学的知見の強化  
我が国のイニシアティブ・プレゼンス強化

## (4) 機構・定員要求

○運輸部門の脱炭素化等の体制強化のための水・大気環境局の再編  
・環境モビリティ課、海洋環境課、環境管理課の新設等

○地域脱炭素加速化のための体制強化  
・関東地方環境事務所次長

○外来生物対策推進のための体制強化  
・外来生物対策室長